

つくばみらい 相談事例

訪問購入のルール

自宅を訪問して貴金属などを買取る「訪問購入」のルールができたと聞きましたが、どんな内容ですか。

特定商取引法が改正され、平成 25 年 2 月 21 日より新たなルールができました。主なルールを紹介します。

- 1 事業者は、飛び込みの勧誘ができなくなりました。
 - ・ 査定のみを依頼した場合に、査定を超えた勧誘、依頼した物品以外の買取り、断った人への勧誘も禁止です。
- 2 事業者は、書面を交付しなければなりません。
 - ・ 連絡先、物品の種類、買取り価格、クーリング・オフ、クーリング・オフ期間中は物品の引渡しを拒否できることを記載した書面が交付されます。
- 3 消費者は、クーリング・オフができます。
 - ・ 書面を受け取ってから 8 日間は、無条件で契約の解除ができ、事業者が物品を第三者に引き渡した場合は、その情報が消費者に通知されます。

ただし、自動車（二輪を除く）、本、CD や DVD、ゲームソフト類、家具、有価証券、家電（持ち運びが簡単なものを除く）は規制の対象外です。買取りを依頼する前に、よく考えましょう。詳しくは、市消費生活センターまでお問い合わせください。